## ゼロエミッションみえ推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 カーボンニュートラルの動きをチャンスととらえ、産業構造の変化への対応や新たな再生可能エネルギーの導入を積極的に進めることで、県内の脱炭素に向けた取組を加速させるとともに、これを県内の産業振興や地域経済の活性化につなげるため、ゼロエミッションみえ推進本部(以下「推進本部」という。)を設置し、部局を超えた情報共有や事業の連携を図る。

## (所掌事務)

- 第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) カーボンニュートラルの動きに対応した県内産業の成長産業化
  - (2) その他ゼロエミッションみえの推進に関すること。

### (組織)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
  - 2 本部長は、知事をもって充てる。
  - 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
  - 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
  - 5 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

#### (本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、推進本部を総括する。
  - 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ 指名する副本部長がその職務を代理する。

#### (会議)

- 第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。
  - 2 推進本部には、必要に応じて部会を置くことができる。

#### (幹事会)

- 第6条 推進本部に幹事会を置く。
  - 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
  - 3 幹事長及び幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
  - 4 幹事会は、次の事項について必要の都度開催するものとする。
    - (1) 推進本部に提案する事項
    - (2) 各部局等の施策について相互に調整を要する事項
  - 5 幹事会には、必要に応じてワーキング部会を置くことができる。

## (幹事会の運営)

- 第7条 幹事長は、会務を総理する。
  - 2 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。
  - 3 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
  - 4 幹事長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

## (庶務)

第8条 推進本部の庶務は、戦略企画部企画課において処理する。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が 会議に諮って定め、また、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮っ て定める。

## 附則

- この要綱は、令和4年3月25日から施行する。
- この要綱は、令和4年5月30日から施行する。

# 別表 1

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	戦略企画部長
	総務部長
	環境生活部長
	環境生活部廃棄物対策局長
	農林水産部長
	雇用経済部長
	県土整備部長

## 別表2

幹事長	戦略企画部
	ゼロエミッションプロジェクト総括監
	総務部副部長 (財政運営担当)
	環境生活部副部長
幹事	環境生活部次長(廃棄物対策局)
	農林水産部副部長
	雇用経済部副部長
	県土整備部副部長